

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日は、  
翌日と  
する)

地方拠点都市地域の拠点地区における県税の不均一課税に関する条例（平成六年三月鳥取県条例第一号）第三条第一項に規定する不均一課税適用申請書の様式を次のとおり定める。

平成六年四月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 目 次

- ◇ 告 示 地方拠点都市地域の拠点地区における県税の不均一課税に関する条例に規定する不均一課税適用申請書の様式（税務課）
- 青少年に有害な図書類の指定（児童家庭課）
- 鳥取県立中央病院の使用料及び手数料の収納事務の一部委託（医務薬事課）
- 保安林の指定予定（森林保全課）
- 保安林の指定の解除予定（シ）
- 都市計画の決定に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧（三件）（シ）
- 開発行為の工事の完了（シ）
- 収入証紙の小売りさばき人の届出事項の変更（会計課）
- ◇ 教委告示 平成七年度鳥取県立高等学校入学者選抜方針（高等学校課）
- ◇ 公安告示 遊技機の型式の検定（防犯少年課）

告 示

鳥取県告示第三百三十二号

(表面)

県税の不均一課税適用申請書

鳥取県知事 氏 名 殿

年 月 日  
 住 所  
 (法人にあっては、主  
 たる事務所の所在地)  
 氏 名 印  
 (法人にあっては、名  
 称及び代表者の氏名)

地方拠点都市地域の拠点地区における県税の不均一課税に関する条例第3条第1項の規定に基づき、次のとおり県税の不均一課税の適用を申請します。

申 請 者	住 所 (法人にあっては、主 たる事務所の所在地)			
	氏 名 (法人にあっては、名 称及び代表者の氏名)			
	資 本 の 金 額			
	事 業 年 度 又 は 年	年 月 日から	年 月 日まで	
	県内 の事 務所 等	所 在 地 名 称		
設置した 教養文化 施設等又 は産業業 務施設	施 設 の 区 分			
	施 設 の 種 類			
	施 設 の 名 称			
	所 在 地			
	事業の用に供した日の 属する年又は事業年度	年 月 日から	年 月 日まで	
当該施設を構成する減価償却資産 (所得税法施行令第6条第1号及 び第2号又は法人税法施行令第 13条第1号及び第2号に掲げる ものに限る。)の取得価額	区 分	教 養 文 化 施 設 等	産 業 業 務 施 設	
	建物及びその附属設備	取 得 価 額	取 得 価 額	千円 千円
	構 築 物	千円		
	合 計	千円		千円
当該施設の敷地の取得日	年 月 日	管 轄 税 務 署	税 務 署	
当該施設の建設着手日	年 月 日	当該施設の取得日	年 月 日	



(2) 建物及びその附属設備

建物の名称	構造	用途	延床面積 (㎡)	取得年月日	取得価額 (千円)	取得の方法	耐用年数 (年)	減価償却開始 年月日
				・				・
				・				・
				・				・
				・				・
				・				・
合 計								

(3) 構築物

構築物の名称	種類	数量	取得価額 (千円)	取得年月日	耐用年数 (年)	取得の方法	減価償却開始 年月日
				・			・
				・			・
				・			・
				・			・
				・			・
合 計							

備 考

- 1 所得税法施行令第6条第1号及び第2号又は法人税法施行令第13条第1号及び第2号に掲げる建物及びその附属設備並びに構築物について記載すること。
- 2 「構造」、「用途」、「耐用年数」及び「種類」の欄は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第1の種類別の欄、構造又は用途の欄、細目の欄及び耐用年数の欄に掲げる区分に従って記載すること。

鳥取県告示第三百三十三号

鳥取県青少年健全育成条例（昭和五十五年十二月鳥取県条例第三十四号）表十三条第一項の規定に基づき、同項第一号に該当する青少年に有害な図書類を次のとおり指定したので、同条第二項の規定により告示する。

平成六年四月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

（以下別表のとおり。）

指定番号	種 別	図 書		発行記号等	類 別
		題 名 及 び 号 数	表示された発行所名		
5 0 3 2	雑誌その他 の刊行物	濡 れ る 頂 液	アスコット版	雑 誌 A N G - 0 5	アスコット版
5 0 3 3	〃	陰 部	アスコット版	雑 誌 A N G - 0 6	アスコット版
5 0 3 4	〃	.....奥 ま で	アスコット版	ISBN-06-2532 -BGF11	アスコット版
5 0 3 5	〃	熱 い き ら め き	アスコット版	ISBN-06-2532 -BGF12	アスコット版
5 0 3 6	〃	巨 乳 し ば り	北陽出版	N O . 9 3	北陽出版
5 0 3 7	〃	投 稿 ヌ イ ツ	（株）デオ出版	雑誌コード 16721-10	（株）デオ出版
5 0 3 8	〃	投稿私のドキドキ写真 VOL. 10	（株）デオ出版	雑誌コード 16722-10	（株）デオ出版
5 0 3 9	〃	ベ ス ト デ オ	和式会社	雑 誌 17979-11	和式会社
5 0 4 0	〃	B A C H E L O R	和式会社	雑 誌 07537-12	和式会社
5 0 4 1	〃	ア ッ プ ル 通 信	和式会社	雑 誌 01559-12	和式会社

5 0 4 2	〃	アスカットノート	雑 誌	08345-12	（株）大洋書房
5 0 4 3	〃	A V い だ て ん 情 報	雑 誌	01323-12	株式會社 大 洋 書 房
5 0 4 4	〃	T h e S U G E R	雑 誌	04167-01	（株）マガジン エンタテインメント
5 0 4 5	〃	パ ナ ナ 通 信	雑 誌	17591-1	株式會社 ラ ソ ン 出 版
5 0 4 6	〃	投稿ニヤンニヤン写真 1994 1月号	雑 誌	16747-01	（株）マガジン エンタテインメント
5 0 4 7	〃	お隣のお姉さんドキドキ写真 1月号	雑 誌	02291-01	（株）マガジン エンタテインメント
5 0 4 8	〃	T P a c k S i s t e r s	雑 誌	16543-01	（株）マガジン エンタテインメント
5 0 4 9	〃	熱 写 ボ ー イ	雑 誌	07055-1	（株）東京三世社
5 0 5 0	〃	オ レ ン ジ 通 信	雑 誌	02189-1	株式會社 東 京 三 世 社
5 0 5 1	〃	週 激 通 信 (寝たい女) 5月号	な		三 共 図 書 社
5 0 5 2	〃	コ ミ ッ ク ぶ る ぶ る	雑 誌	09644-4	あ ま と り 出 版 社
5 0 5 3	〃	漫 画 ク リ ス テ イ	雑 誌	08367-4	光 彩 書 房
5 0 5 4	〃	コミックパソコンサラダイス 3月号 1994	雑 誌	07484-03	株式會社 メ ガ イ ア ッ ク ス
5 0 5 5	〃	フアンタジーカクテル キャンディータイム4月号増刊	雑 誌	12912-4/15	富 士 美 出 版 社
5 0 5 6	録画テープ	SECRET SCANDAL!!	B F - 0 0 1		ア

鳥取県告示第三百三十四号

地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三十三条の二の規定に基づき、鳥取県立中央病院における使用料及び手数料の収納事務の一部を山陰警備保障株式会社に委託したので、地方公営企業法施行令（昭和二十七年政令第四百三三号）第二十六条の

四第一項の規定により告示する。

平成六年四月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

**鳥取県告示第三百三十五号**

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成六年四月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 保安林予定森林の所在場所

東伯郡三朝町大字片柴字奈良木一九六の二、一九七の一、字大谷一五九三、大字中津字巢ヶ谷四八一の二、四八二

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

一 主伐に係る伐採種は、定めない。

二 主伐として伐採をすることができる立木は、天神川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

三 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（次のとおり）は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。）

（次のとおり）は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**鳥取県告示第三百三十六号**

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成六年四月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

鳥取市百谷字榎峠五二七の二二（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

（次の図）は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**鳥取県告示第三百三十七号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定に基づき、淀江町から送付を受けた次の都市計画の決定に係る図書の写しは、鳥取県土木部都市計画課（鳥取市東町一丁目二二〇）において公衆の縦覧に供する。

平成六年四月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

淀江都市計画下水道 淀江町公共下水道

二 都市計画を定める土地の区域

西伯郡淀江町大字今津字前妻木川、字六反田、字村内、字狐塚、字岸ノ前、字向田、字濱田、字王地及び字金友、大字淀江字八軒町、字長町、字新地畑、字灘中屋敷、字中町、字中抜、字西屋敷、字御屋敷、字五町田、字堀、字下雨造、字中溝、字小前田及び字牧郷、大字西原字白浜(一)、字北境、字福田開、字西川向、字川向、字東亀ヶ原、字判場、字東外ヶ浜、字東岡ノ部、字太倉、字牢人、字逆川、字淀江山、字浜東、字沼田、字西岡ノ部、字一里塚、字一里塚ノ下、字井手扶、字浜、字宮ノ下、字浜西、字五軒屋、字狼谷、字西ノ原、字北五軒屋、字中亀ヶ原、字新坂、字壺瓶山、字西五軒屋、字新阪ノ下、字西亀ヶ原、字中外ヶ浜、字三軒屋、字クズ分、字西真砂田、字白浜(二)、字小波境、字西外ヶ浜、字三軒屋北、字東真砂田、字中真砂田、字白浜(三)及び字白浜(四)、大字小波字東灘浜、字中灘浜、字西灘浜、字東外浜、字中外浜、字西外浜、字塩川、字浜屋敷、字東浜畑、字往来ノ下、字西浜畑、字下井手領、字上井手領、字新屋敷、字後田、字寺ノ前、字横道、字道端、字原田、字福田開、字向原、字東岡畑及び字西岡畑、大字中間字灘沖開、字灘沖開外、字沖新田、字西沖新田、字東外浜新田、字西外浜新田、字東海道ノ下、字亀甲、字西海道ノ下、字海道ノ上、字亀甲往来ノ下、字浜田、字亀甲中嶋、字浜田ノ下、字西浜田ノ下、字東浜田(一)、字竹ノ下、字竹ノ下外浜、字東屋鋪、字寺山、字谷田、字中屋鋪下、字岩井木、字中屋鋪、字西八反場、字東八反場及び字坂ノ上並びに大字佐陀字長谷川、字滑土手、字東海道下、字下葉淵、字上葉淵、字東小堀、字宮ノ前、字上場、字上屋敷、字下畑屋敷、字越前、字谷田橋ノ東、字放山海道之上、字西海道ノ上、字西海道下、字放山海道下、字塚ノ下、字中新田、字下佐陀、字加藤田、字五反田、字藤ノ木、字榎田、字前河原、字黄水池、字中河原、字大龍庵及び字大龍庵河原

鳥取県告示第三百三十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、米子市から送付を受けた次の都市計画の変更に係る図書の写しは、鳥取県土木部都市計画課(鳥取市東町一丁目二二〇)において公衆の縦覧に供

する。

平成六年四月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

米子境港都市計画公園 二・二・五十六号皆生新田北公園

二 都市計画の変更する土地の区域

追加する部分

米子市皆生新田三丁目

鳥取県告示第三百三十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、米子市から送付を受けた次の都市計画の変更に係る図書の写しは、鳥取県土木部都市計画課(鳥取市東町一丁目二二〇)において公衆の縦覧に供

平成六年四月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

米子境港都市計画道路三・五・四号長砂車尾線及び三・五・十四号観音寺循環線

二 都市計画を変更する土地の区域

1 三・五・四号長砂車尾線

変更する部分

米子市車尾字高黒、字古川及び字スゲサ並びに観音寺字オノ後及び字修理田

削除する部分

米子市車尾字柳掘

2 三・五・十四号観音寺循環線  
追加する部分

米子市車尾字高黒、字古川、字土井、字野正、字内河原及び字上河原並びに観音寺字岩崎、字三反田、字久下、字オノ後、字竹ノ下、字樋ノ口、字免ヶ坪、字修理田、字トイノ口下、字トイノ口及び字外河原

鳥取県告示第三百四十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、青谷町から送付を受けた次の都市計画の変更に係る図書の写しは、鳥取県土木部都市計画課（鳥取市東町一丁目二二〇）において公衆の縦覧に供する。

平成六年四月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

青谷都市計画下水道 青谷町公共下水道及び青谷一号都市下水道

二 都市計画を変更する土地の区域

1 青谷町公共下水道

追加する部分

気高郡青谷町大字青谷字遠崎、字新屋敷、字灘町、字流町、字大工町、字御蔵町、字北浜、字八軒屋、字西浜、字空浜、字中町、字東町、字前川、字大曲り、字鹿野坂口、字背戸田、字曲り目、字丸山、字浜山、字屋敷田、字村内、字橋詰、字向瀬崎及び字冬渡、大字井手字馬込、字空浜、字道端、字前田及び字村廻並びに大字吉川字下向前田、字向前田、字内前田及び字水当テ

2 青谷一号都市下水道

削除する部分

気高郡青谷町大字青谷字新屋敷、字灘町、字流町、字北浜、字西浜、字空浜及び字鹿野坂口

鳥取県告示第三百四十一号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成六年四月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成六年一月二十八日 鳥取県指令受都計三一二第二十八号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市彦名町字藪中下一

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥根県安来市黒井田町七三〇一四

佐伯 博行

佐伯くみ子

鳥取県告示第三百四十二号

鳥取県収入証紙規則（昭和三十九年三月鳥取県規則第十七号）第十二条第一項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人から次の事項を変更した旨の届出があったので、告示する。

平成六年四月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次



小売りさばき人の名称 株式会社 山陰合同銀行 鳥取中央営業部	変更事項 名 称	変 更 前 株式会社 山陰合同銀行 ふそう営業部	変 更 後 株式会社 山陰合同銀行 鳥取中央営業部	変更年月日 平成六年四月一日
---	-------------	-----------------------------------	------------------------------------	-------------------

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第六号

平成七年度鳥取県立高等学校入学者選抜を、次の方針により実施する。

平成六年四月五日

鳥取県教育委員会委員長 西 尾 圭 介

平成七年度鳥取県立高等学校入学者選抜方針

鳥取県教育委員会

1 基本方針

平成七年度県立高等学校入学者の選抜は、中学校長が作成した調査書と、学力検査の成績等を併せて、学校、学科又はコースの特性に配慮しつつ、その教育を受けるに足る能力、適性等を総合的に判定して行うものとする。

2 調査書

- (1) 調査書は、平素の学習の記録、行動の記録等について記入するものとする。
- (2) 指導要録に記載されている事項については、指導要録から転記し、その他の事項については、中学校長が評定して記入する。

なお、学習の記録のうち、第3学年の必修教科及び選択教科の共通履修としての英語については、10段階の相対評価により評定し、これを数量化して評定点とする。また、第3学年の選択教科のうち共通履修としての英語以外の教科については、5段階評定とする。

3 学力検査

(1) 実施教科

国語、社会、数学、理科及び英語の5教科とする。

ただし、定時制課程(夜間に限る。)については、3教科とする(国語は必須とするが、残りの2教科は他の4教科のうちから選択して受検する。)

(2) 出題

ア 中学校の学習指導要領に示されている各教科の目標に即して、基本的事項を中心に出题する。

イ 各教科とも、標準時数で履修した程度の内容とし、できるだけ思考力や判断力などをみるように配慮する。

なお、国語には作文、英語には聞き取りを出题する。

(3) 実施期日

平成7年3月9日(木)

(4) 実施時間

午前9時20分から開始し、各教科とも50分間で、国語、数学、社会、英語、理科の順に実施する。

(5) 傾斜配点

高等学校長は、学科又はコースの特性に応じて、特定の教科の学力検査成績に傾斜配点することができる。ただし、コース制を設けていない普通科は除く。

傾斜配点ができる教科数は1教科又は2教科、傾斜倍率は1.5倍又は2倍とする。

4 面 接

入学志願者全員に対して実施する。

(1) 実施期日

平成7年3月9日(木)又は同月10日(金)

(2) 実施方法等  
別に定める。

5 実技検査

高等学校長は、学科・コースの特性に応じて実技検査を実施することができる。この場合、50点までの範囲で評点化することができる。

(1) 実施期日

平成7年3月9日(木)又は同月10日(金)

(2) 実施方法等

別に定める。

6 出 願

(1) 入学志願者は、第1志望のほか第2志望として同一学校内の他の課程、学科を志願することができる。

(2) 入学志願者は、出願期間終了後、定められた期間内に1回に限り志願を変更することができる。

7 選抜方法(推薦入学を除く。)

高等学校長は、1の基方本針に基づき、中学校長から提出された調査書と学力検査の成績等を併せて選抜を行う。

選抜に当たっては、第3学年の各教科(選択教科は、共通履修としての英語のみとする。以下同じ。)の合計評定と学力検査の総得点(特定の教科に傾斜配点を行った場合は傾斜後の、実技検査の点数化を行った場合は加点後の総得点とする。)との総計による順位をもとに総合的に選考し、調査書の第3学年の各教科の学習の記録以外の記録(第3学年の共通履修としての英語以外の選択教科の学習の記録を含む。)、面接の結果、実技検査の結果等について具体的な取扱いの基準を定め、積極的に活用し  
たうえで可否を決定するものとする。

また、過年度中学校卒業生については、調査書の内容が中学校卒業時のものに固定されているところから、本人の不利にならないよう考慮するものとする。

8 海外帰国子女に対する配慮

海外帰国子女に対する入学選抜は、その者の海外経験等の事情を勘案し、弾力的に実施することができる。

なお、海外帰国子女とは、次の各項のいずれにも該当する者とする。

(1) 帰国後の期間

帰国した日から入学者選抜を受ける年の2月1日までの期間が3年以内

(2) 外国における在住期間

帰国時からさかのぼり継続して1年以上

9 再募集

入学確定者が募集定員に満たない課程、学科がある高等学校は、再募集を実施する。

10 推薦入学

高等学校長は、学校、学科又はコースの特性に応じて、推薦入学者の選抜を実施することができる。

(1) 実施期日

平成7年2月2日(木)

(2) 実施方法等

別紙に定める。

11 その他3の(5)の傾斜配点、5の実技検査及び10の推薦入学の実施校、実施方法(傾斜配点する教科、傾斜倍率、実技検査の配点、推薦募集人員等)などは、県教育委員会においてとりまとめ、できるだけ早い時期に公表するものとする。

公安委員会告示

鳥取県公安委員会第二十五号

次の競技業の種目をいっさい「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和三十二年法律第五十二号)第二十条第三項の技術上の規格に適合しない」と認めら

ので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成六年四月五日

鳥取県公安委員会委員長 原 田 一 雄

遊技機の種類	型 式	製 造 業 者 名
ぱちんこ遊技機	アルパトロス	株式会社高尾
〃	アルパトロス2	〃
回胴式遊技機	ペガサス コーナー	株式会社パル工業